

総務教育常任委員会資料

(平成24年10月10日)

【件名】

- | | | |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について（教育環境課） | 1 |
| 2 | 有隣荘の国登録有形文化財・新規登録について（文化財課） | 2 |
| 3 | 企画展「須田国太郎展－没後50年に顧みる－」の開催について（博物館） | 4 |
| 4 | 学校給食モニタリング事業の実施について（スポーツ健康教育課） | 5 |

教育委員会

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成24年10月10日
教育環境課

【新規分】

工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
県立倉吉東高等学校プール改築工事（建築）	倉吉市下田中町	株式会社松本鉄工所	135,450,000円 (予定価格 145,877,550円)	平成24年9月24日～ 平成25年5月15日	平成24年9月24日	

【変更分】

工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
県立鳥取緑風高等学校特別教室棟耐震改修工事（建築）	鳥取市湖山町南三丁目	株式会社ジューケン	契約金額 103,845,000円を 113,801,100円 (9,956,100円 増額)に改める。	平成24年3月23日～ 平成24年10月31日 (変更前:平成24年 10月15日まで)	平成24年9月20日 (第1回変更)	(変更理由) 廊下手すり改修等の追加を行ったため。
県立米子工業高等学校改築工事（部室棟建築）	米子市博労町四丁目	株式会社フィディア	95,340,000円 (変更なし)	平成24年3月30日～ 平成24年9月20日 (変更前:平成24年 8月15日まで)	平成24年8月8日 (第1回変更)	(変更理由) 杭工事、外溝工事等の追加を行ったため。
県立米子工業高等学校改築工事（部室棟建築）	米子市博労町四丁目	株式会社フィディア	契約金額 95,340,000円を 99,719,550円 (4,379,550円 増額)に改める。	平成24年3月30日～ 平成24年9月20日 (変更なし)	平成24年9月19日 (第2回変更)	(変更理由) 杭工事、外溝工事等の追加を行ったため。

有隣荘の国登録有形文化財・新規登録について

平成24年10月10日
文 化 財 課

平成24年9月21日（金）に国の文化審議会（会長 宮田亮平）において、国登録有形文化財として文部科学大臣に対し、下記の文化財の登録に係る答申が行われた。

登録されれば、鳥取県内で164例目（うち建造物161例、庭園2例、有形民俗文化財1例）、鳥取市内では30例目となる。

記

- | | | |
|-------------|-----------|------------------------------------|
| 1 文化財建造物の名称 | 有隣荘 | 主屋、離れ、長屋門、二番蔵、三番蔵、四番蔵、仕切門及び塀、土塀、石垣 |
| 2 員数 | 9件 | |
| 3 所在の場所 | 鳥取市国安 | |
| 4 建築年代 | 主屋
その他 | 大正12年頃建築/昭和36年改修
大正12年頃 |

【今回答申された建造物の写真】



屋敷地全景



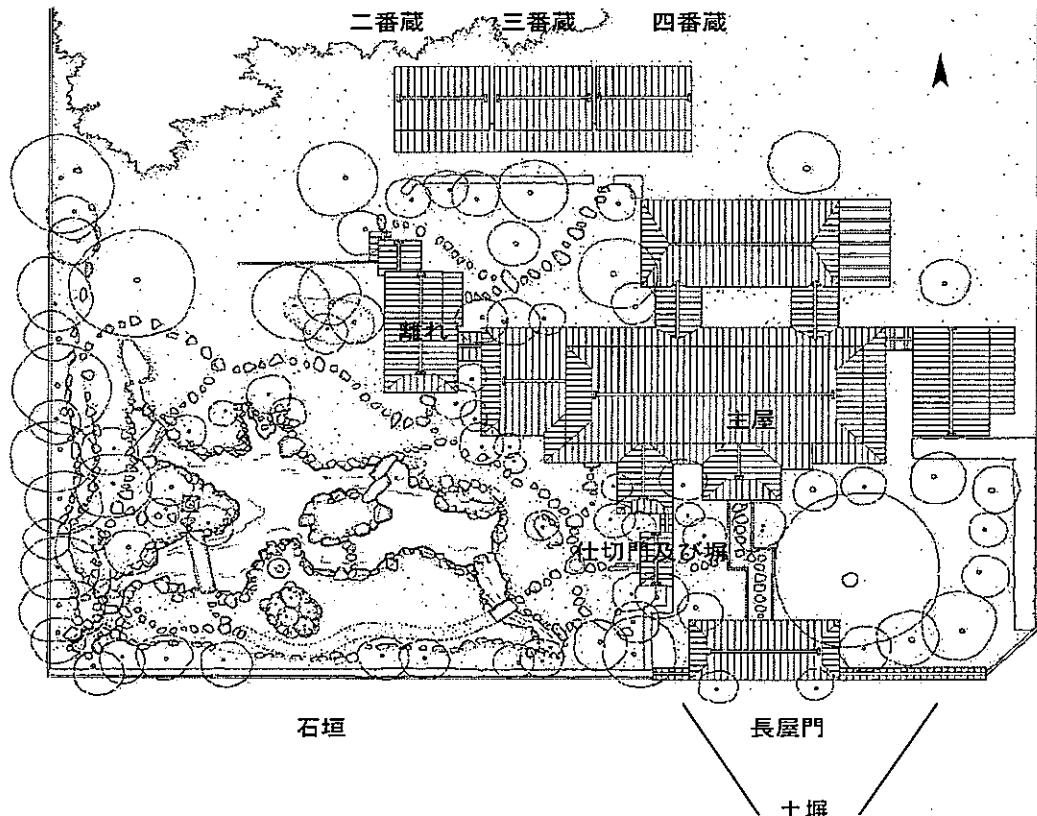
庭園から主屋、離れを見る



主屋の座敷「簡堂の間」



火灯窓のある「梅の間」



5 文化財の特徴

江戸時代には代々大庄屋を勤めた西尾家の旧宅。広大な屋敷地の中央には、主屋と、茶室のある離れを斜めに重ねて、その前に池泉回遊式庭園（ちせんかいゆうしきていえん）を配する（注）。

主屋は当地方に伝統的な間取りを伝え、庭に面した座敷には、落ち着いた上質な座敷飾りを備える。茶室付きの離れは池田家から拝領したと伝わり、ツガの良材を用いた「梅（つが）の間」では火灯窓（かとうまど）をあしらい、華やかな意匠をみせる。

敷地前面には、仕切門及び堀で庭園を区切り、八坂山を借景とした豊かな庭園空間を演出する。敷地背面には海鼠壁（なまこかべ）と赤瓦の屋根が特徴の土蔵が連続して並ぶ。

敷地の正面には石垣と長屋門を配し、風格ある旧家の屋敷構えを引き立てている。

このように、有隣荘は質の高い住宅建築だけでなく屋敷構えが良好に残されており、国の文化財登録基準「国土の景観に寄与するもの」として価値が認められた。

〔注：庭園の中心的な施設として池を設け、その周辺に景色や茶室などを置いて、それらを回遊する路が設けられた庭園の様式。〕

【登録有形文化財（建造物）】

平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入された。

この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたもの。

これは届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するもの。

企画展「須田国太郎展－没後50年に顧みる－」の開催について

平成24年10月10日

博物館

- 展覧会名 企画展「須田国太郎展－没後50年に顧みる－」
- 会期・会場 平成24年10月20日(土)～平成24年11月25日(日)
- 主 催 鳥取県立博物館・日本経済新聞社
- 特別協力 京都国立近代美術館
- 協 賛 日本通運株式会社、株式会社モリックスジャパン、
株式会社吉備総合電設、三和商事株式会社、
- 後 援 県内報道各社(讀賣新聞・毎日新聞・産経新聞を除く)
- 入場料 一般800円(前売り・団体600円)
- 概要 洋画家・須田国太郎はスペインに留学し西洋絵画の研究を重ね、独特的
のマチエールを生み出しました。展覧会では、風景や草花、鳥や動物
などを描いた作品約130点により須田の世界を回顧する。

- 展示内容 岩美町田後の漁港を描いた3点の油絵を含む油彩画121点の他、スケッ
チなどの資料類を含め合計約130点を展示

■ 関連事業

(1) 特別講演会「須田国太郎—沈思する絵画」

10月20日(土)午後2時～3時30分

講師：熊田司氏(和歌山県立近代美術館館長)

(2) アートセミナー「須田国太郎と山陰」

11月3日(土・祝)午後2時～3時30分

講師：林野雅人(鳥取県立博物館美術振興課主任学芸員)

(3) ギャラリートーク

10月27日(土)、11月10日(土)、11月24日(土)

各日とも午後2時～3時

講師：鳥取県立博物館美術振興課職員

学校給食モニタリング事業の実施について

平成24年10月10日
スポーツ健康教育課

児童生徒のより一層の安全・安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の有無や量について把握することを目的とする、学校給食モニタリング事業（国委託事業）について、平成24年9月20日（木）に「学校給食モニタリング事業調査委員会」を開催し、下記のとおり、実施方法等を決定した。

記

1 調査委員会について

委 員：学識経験者、行政関係者、保護者代表、給食物資供給者
事業関係者：関係市町村及び県立学校

2 検査方法等

- (1) 学校給食1週間分を冷凍保存し、週末に検査機関に送付し検査を実施。
- (2) 検査項目 放射性セシウム134、同137
- (3) 検査機関 未定（競争入札により決定）
- (4) 検査精度（検出下限値） 1ベクレル／kg
- (5) 検査結果は、鳥取県及び対象市町村等のホームページで随時公表

3 検査日程及び検査対象

- (1) 検査日程（予定） 平成24年10月下旬から平成25年3月上旬
- (2) 検査対象

市町村：鳥取市、米子市、倉吉市、日吉津村、大山町、南部町、日南町、江府町
県立学校：鳥取盲学校、鳥取養護学校、倉吉養護学校、皆生養護学校

（注）各検査対象の検査回数は、上記期間中に1～9回程度実施（検査対象ごとに異なる） 計63回

4 放射性物質が検出された場合の対応

- (1) 再検査を実施し、原因となった食材を特定する。
- (2) 検出結果の数値、再検査等の対応状況、原因となった食材、健康への影響等について、ホームページ等に公開する。併せて他の市町村等に情報提供を行う。
- (3) 必要に応じて調査委員会を開催し、対応を協議する。

（参考）

放射性セシウムの新基準値（厚生労働省）

一般食品	100ベクレル/kg
乳児用食品	50ベクレル/kg
牛乳	50ベクレル/kg
水	10ベクレル/kg

食品中の放射性物質の新たな基準値

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、厚生労働省では、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、原子力災害対策本部の決定に基づき、暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置をとっていました。暫定規制値を下回っている食品は、健康への影響はない一般的に評価され、安全性は確保されています。しかし、より一層、**食品の安全と安心を確保するために**、事故後の緊急的な対応としてではなく、**長期的な観点から新たな基準値を設定しました（平成24年4月1日から施行）。**

新たな基準値の概要

放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を、年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げ、これをもとに放射性セシウムの基準値を設定しました。

放射性セシウムの暫定規制値 (単位:ベクレル/kg)

食品群	野菜類	穀類	肉・卵・魚・その他	牛乳・乳製品	飲料水
規制値	500			200	200

※放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

放射性セシウムの新基準値 (単位:ベクレル/kg)

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

※放射性ストロンチウム、ブルニウムなどを含めて基準値を設定

シーベルト：放射線による人体への影響の大きさを表す単位

ベクレル：放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位

新たな基準値設定の考え方

線量の上限を1ミリシーベルトとした理由

- 食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の指標が、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること。
- 多くの食品の放射性物質の濃度が、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあること。

食品区分の考え方

- 特別な配慮が必要な「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」は区分し、それ以外の食品は、個人の食習慣の違い（飲食する食品の偏り）の影響を最小限にするため、一括して「一般食品」と区分しています。

基準値の設定について

- 年間の線量の上限値1ミリシーベルトから、飲料水による線量（約0.1ミリシーベルト）を引き、残りの線量を一般食品（乳児用食品、牛乳を含む）に割り当てます。

① 「一般食品」の基準値

まず、年齢や性別などにより10区分に分け、区分ごとに一般食品の摂取量と体格や代謝を考慮した係数を使って限度値を算出しました。その結果から、最も厳しい値（13～18歳の男性：120ベクレル/kg）を下回る100ベクレル/kgを全区分の基準としました。これは、乳幼児をはじめ、すべての世代に配慮した基準です。

食品からの線量の上限値 1ミリシーベルト/年

★飲料水の線量（約0.1ミリシーベルト）を引く



一般食品に割り当てる
線量を決定

年齢区分	性別	限度値 (ベクレル/kg)
1歳未満	男女	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160
最小値		120

各年齢層等ごとに、通常の食生活を送れば、年間線量の上限値を十分に下回る水準に設定

100ベクレル/kg
に基準値を設定

★すべての年齢区分の限度値のうち最も厳しい値（120）を下回る数値に設定

② 「乳児用食品」「牛乳」の基準値

放射線への感受性が高い可能性があるとされる子どもへの配慮から、独立の区分とし、「一般食品」の半分の50ベクレル/kgとしています。（乳児用食品、牛乳の範囲は次ページ参照）

③ 「飲料水」の基準値

すべての人が摂取し、代替がきかず、摂取量が多いことから、WHO（世界保健機関）が示している基準を踏まえ、10ベクレル/kgとしています。



厚生労働省 医薬食品局食品安全部

乳児用食品の範囲



- 表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含みます。

牛乳の範囲



- 消費者から牛乳と同類の商品と認識されている乳飲料（牛乳や加工乳にビタミン類やミネラル類を添加したもの）は、「牛乳」の区分に含みます。
- 乳酸菌飲料、ヨーグルトなどの発酵乳、チーズなどは「一般食品」の区分に含みます。

干ししいたけ、お茶などの取り扱い

加工食品などについては、原材料だけでなく、製造・加工された状態でも一般食品の基準を満たす必要があります。ただし、以下の食品については、実際に食べる状態を考慮して基準値が適用されます。

乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など 原材料を乾燥させた状態で流通するが、水で戻して食べる食品	原材料の状態と食べる状態（水で戻した状態）の両方で、一般食品の基準値が適用されます。
お茶、ごめ油など 原料から抽出して飲んだり、使用したりする食品	お茶（緑茶）は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されます。米ぬかや菜種などを原料とする油は、油として一般食品の基準値が適用されます。

経過措置

新たな基準値は、平成24年4月1日からの施行ですが、市場に混乱が起きないよう、準備期間が必要な食品については一定の期間、暫定規制値が適用されます。

米・牛肉 ▶平成24年9月30日まで

大豆 ▶平成24年12月31日まで

※暫定規制値が適用される期間内に製造・加工された食品は、賞味期限までは流通が認められます。

※暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されています。

Q & A

Q1 セシウム以外の放射性物質は対象にしていないの？

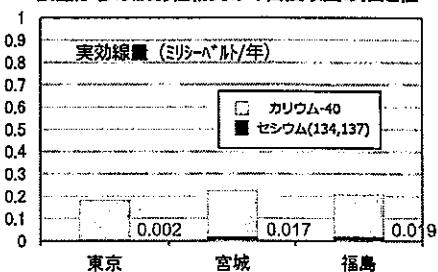
A1 今回の新たな基準値では、福島原発事故で放出された放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての放射性核種※（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮しています。セシウム以外は、測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値ではセシウムと他の核種の比率を用いて、すべてを含めて被ばく線量が1ミリシーベルトを超えないように設定しています。

※核種とは、元素の同位体を区別するための呼称です。核種のうち放射線を発するものを放射性核種といいます。

Q2 実際には、食品からどのくらい被ばくしているの？

A2 平成23年の9月と11月に東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を調査し、推計したところ、今後の食品からの放射性セシウムによる被ばく線量は、年間に換算して0.002～0.02ミリシーベルト程度でした（右図の青色部分）。これは、自然界に存在する放射性カリウムによる被ばく線量0.2ミリシーベルト程度（黄色部分）と比べても、非常に小さい値です。

食品からの放射性物質の年間摂取量の推定値



Q3 食品中の放射性物質の検査体制はどうなっているの？

A3 地方自治体では、これまでに暫定規制値を超えた食品、食べられる量の多い食品、主要な農産物などを中心に検査を行っています。また、国も流通段階における買い上げ調査を実施しています。これらの検査結果と自治体の検査計画は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

(http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)